
1 5 0 7 . 入港届

業務コード	業務名
G I R	入港届呼出し
G I R 0 1	入港届

1. 業務概要

航空会社が当該空港到着後、到着便名及び到着空港に係る入港届情報をシステムに登録し、入港届を行う。

また、本業務により入港届の変更及び取消しを可能とする。なお、税関は事後に本業務を行うことができる。

(1) 「入港届呼出し (G I R)」業務の場合

到着便名及び到着空港に係る入港届情報の変更を行う場合に、入港届情報を呼び出す。

また、事前に行われた「検疫前通報 (G I A O 1)」業務または「乗員上陸許可申請 (C L P O 1)」業務のうち、入港届に利用しうる情報を呼び出す。

(2) 「入港届 (G I R O 1)」業務の場合

到着便名及び到着空港に係る入港届情報の登録、変更及び取消しを行う。

手続名	提出先
入港届	税関
入港届	入管
明告書提出	検疫所

2. 入力者

税関、航空会社

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) G I R業務の場合

(A) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が航空会社の場合で、入港情報DBから情報を呼び出す場合は、入港情報DBに登録されているG I R O 1業務を行った入力者と同一の利用者であること。

③入力者が航空会社の場合で、検疫前通報DBから情報を呼び出す場合は、検疫前通報DBに登録されているG I A O 1業務を行った入力者と同一の利用者であるか、入力された航空会社（便名先頭2桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、または乗組員委託先利用者と同一であること。

④入力者が航空会社の場合で、乗員上陸許可申請DBから情報を呼び出す場合は、乗員上陸許可申請DBに登録されているC L P O 1業務を行った入力者と同一の利用者であるか、入力された航空会社（便名先頭2桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、または乗組員委託先利用者と同一であること。

⑤入力者が航空会社の場合は、システムに機長代行者として登録されている利用者であること。

⑥入力者が税関の場合は、入力者の所属する税関官署と到着空港を管轄する税関官署が同一であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(C) 入港情報DBチェック

- (a) 入力された主たる到着便名に対する情報が1件のみ存在する場合
入力された主たる到着便名に対する入港情報が存在すること。
- (b) 入力された主たる到着便名に対する情報が複数存在する場合
 - ①到着空港が入力されていること。
 - ②入力された主たる到着便名及び到着空港に対する入港情報が存在すること。

(D) 検疫前通報DBチェック

- (a) 入力された主たる到着便名に対する情報が1件のみ存在する場合
入力された主たる到着便名に対する検疫前通報情報が存在すること。
- (b) 入力された主たる到着便名に対する情報が複数存在する場合
 - ①到着空港が入力されていること。
 - ②入力された主たる到着便名及び到着空港に対する検疫前通報情報が存在すること。

(E) 乗員上陸許可申請DBチェック

- (a) 入力された主たる到着便名に対する情報が1件のみ存在する場合
入力された主たる到着便名に対する乗員上陸許可申請情報が存在すること。
- (b) 入力された主たる到着便名に対する情報が複数存在する場合
 - ①到着空港が入力されていること。
 - ②入力された主たる到着便名及び到着空港に対する乗員上陸許可申請情報が存在すること。

(2) G I R O 1 業務の場合

(A) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②入力者が航空会社の場合は、システムに機長代行者として登録されている利用者であること。
- ③入力者が航空会社で処理区分が変更または取消しの場合は、入港情報DBに登録されているG I R O 1 業務を行った入力者と同一の利用者であること。
- ④入力者が税関の場合は、入力者の所属する税関官署と到着空港を管轄する税関官署が同一であること。
- ⑤入力者が税関で処理区分が変更または取消しの場合は、入港情報DBに登録されているG I R O 1 業務を行った入力者が税関利用者であること。

(B) 入力項目チェック

- (a) 単項目チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。
- (b) 項目間関連チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(C) 入港情報DBチェック

- (a) 処理区分が登録の場合
入力された主たる到着便名及び到着空港に対する入港届情報が存在しないこと。
- (b) 処理区分が変更または取消しの場合
 - ①入力された主たる到着便名及び到着空港に対する入港届情報が存在すること。
 - ②変更または取消しを行う日が届出受理日と同日または翌日であること。

5. 処理内容

(1) G I R業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) G I R 0 1 業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 入港情報DB処理

①入力された処理区分が登録の場合は、入力された主たる到着便名及び到着空港に係る入港届情報を作成し、入港届を行った旨を登録する。

②入力された処理区分が変更の場合は、入港届情報の変更を行った旨を登録する。

③入力された処理区分が取消しの場合は、入港届を取り消した旨を登録する。

(C) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(D) 注意喚起メッセージ出力処理

以下のいずれかの条件を満たす場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①処理区分が登録または変更で、入力された到着年月日が入力日より未来である場合

②税関に対する届出の提出とはならず、税関以外の選択された提出先官庁への提出のみが行われる場合

6. 出力情報

(1) G I R業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
入港届呼出し結果情報	なし	入力者

(2) G I R O 1 業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
入港届受理通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が登録 (2) 到着空港が税関空港	入力者
入港届変更通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が変更 (2) 到着空港が税関空港	入力者
入出港関係確認情報	入力者が税関の場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社 (2) 到着空港が税関空港	到着空港の管轄税関 (監視担当部門) * 1
入港届情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が登録 (2) 入管宛に届出が行われた	入管
入港届変更情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が変更 (2) 入管宛に届出が行われた	入管
入港届取消情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が取消し (2) 入管宛に届出が行われた	入管
明告書情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が登録 (2) 検疫所宛に届出が行われた	到着空港の該当施設区分 を管轄する検疫所
明告書変更情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が変更 (2) 検疫所宛に届出が行われた	到着空港の該当施設区分 を管轄する検疫所
明告書取消情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社で処理区分が取消し (2) 検疫所宛に届出が行われた	到着空港の該当施設区分 を管轄する検疫所

(* 1) 提出先空港の管轄税関 (監視担当部門) に対して情報出力を行う場合で、空港施設区分 D B に税関利用者が設定されている場合は、当該利用者に対して、出力を行う。

7. 特記事項

入力者が税関以外の場合で、到着空港が税関空港以外の場合は、税関に対する届出の提出とはならず、税関以外の選択された提出先官庁への提出のみが行われる。